



空き家バンク 登録奨励金



雲仙市では、空き家の有効活用並びに移住促進による人口増加及び地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンク登録物件が賃貸等の契約が成立した場合、空き家バンク登録者（所有者）並びに空家等管理活用支援法人（市が指定した団体）に対し奨励金を交付します。

☆交付対象者

◎空き家バンク登録者（所有者）

- (1) 入居者（空き家バンク制度における利用希望登録者）との間に売買契約、賃貸借契約、使用賃貸契約等を行っていること
- (2) 入居者が登録者（所有者）の3親等以内の親族でないこと
- (3) 雲仙市税及び住所地の市区町村税の滞納がないこと

◎空家等管理活用支援法人

- (1) 空家等管理活用支援法人制度に規定する業務（下記①②）を担う法人であること
 - ①空き家の情報提供や相談対応、空き家所有者の探索
 - ②空家等管理活用支援法人制度の取組の積極的な情報発信及び成果公表
- (2) 空き家バンク登録申込書に紹介元として記載されている法人
- (3) 入居者が登録者（所有者）の3親等以内の親族でないこと



☆交付手続きの流れ

- ①空き家バンクに登録されている物件の契約等が成約
- ②申請書の提出（締結後90日以内）
 - ・交付申請書
 - ・売買契約書等の契約書の写し（空き家登録者に限る）
 - ・誓約書
 - ・調査承諾書（空き家登録者に限る）
 - ・住所地又は前住所地における市区町村税の滞納がない証明書（市外在住である場合又は転入直後で雲仙市税が課されていない場合。（空き家登録者に限る））
 - ・確認書（空家等管理活用支援法人に限る）
 - ・その他市長が必要と認めるもの
- ③奨励金交付決定の通知
- ④請求書の提出
 - ・交付請求書
 - ・振込口座の通帳の写し
- ⑤奨励金の交付



登録奨励金QR

☆奨励金額

定額 5万円

- ※・登録者・空家等管理活用支援法人
交付対象1戸につき1回限り
- ・交付対象者1人につき3回上限
（空き家登録者に限る）

【問合せ先】雲仙市役所 地域づくり推進課
〒859-1107
雲仙市吾妻町牛口名714番地
TEL：0957-47-7805

